

絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書の申請手続等について

輸出注意事項 55 第 17 号 (55.11.1)

最終改正：輸出注意事項 24 第 15 号 (24.4.2)

輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第 2 の 36 及び 37 の項に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書 I 及び附属書 II に掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め昭和 55 年 11 月 4 日から実施する。

なお、別表第 2 の 43 の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書 I 及び附属書 II に掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成 14 年 12 月 9 日から実施する。

記

I 輸出許可書等を取得すべき貨物

輸出許可書等を取得すべき貨物（以下「対象貨物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (イ) 条約附属書 I に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、球根、種子、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。
- (ロ) 条約附属書 II に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、球根、種子、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。ただし、条約附属書 II に掲げる種に属する植物の個体の一部、種子、球根、果実（果皮を含む。）又は加工品にあつては、条約附属書 II により特定されるものに限る。

II 対象貨物の取扱い

対象貨物のうち、条約附属書 I に掲げるみんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨属のうちのつち鯨並びに条約附属書 I に掲げる植物のうち、人工的に繁殖させた交配種については、本注意事項の適用上附属書 II に該当するものとして取り扱う。

Ⅲ 輸出許可申請等

1 輸出許可書等の申請手続等

(1) 輸出許可書等の様式及び提出先

対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式(1)に定める輸出許可書等2通を、次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」(以下「担当課室」という。)に提出するものとする。

貨物の種類	提出先
対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課野生 動植物貿易審査室
対象貨物のうち、サボテン科全種、そてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科アロエ属全種、らん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科シクラメン属全種であって、加工品以外のもの	経済産業局(通商事務所を 含む。)及び沖縄総合事務局 の商品輸出担当課

(2) 輸出許可書等の添付書類

- (イ) 条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局(締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。なお、締約国等以外の国又は地域にあつては、当該国又は地域の権限ある当局をいう。以下同じ。)の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合その写し1通
- (ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる動植物等であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、その旨を証する次のいずれかの書面
- (i) 下記3の(1)の(ハ)に掲げる関係省が交付した繁殖を証する書面(環境省が交付する書面にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第20条第3項の規定に基づく登録票又は第20条の2第3項の規定に基づく事前登録済証とする。) 原本(環境省が交付する登録票又は事前登録済証についてはその写し) 1通
- (ii) (i)の環境省が交付する書面を有しない場合にあつては、繁殖したことを証する書面 原本1通
- (ハ) 生きている動植物の場合にあつては、その運送手段を示す説明書 2通
- (ニ) わが国の動植物の保護に関する法律(下記(注)参照)に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書

(様式任意) 原本1通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1通

(注)

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
 - ・自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)
 - ・自然公園法 (昭和32年法律第161号)
 - ・文化財保護法 (昭和25年法律第214号)
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75号)
 - ・漁業法 (昭和24年法律第267号)
 - ・水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- 等

(ホ) 輸出貨物が対象貨物の個体 (生死の別を問わない。) 又は個体の部分である場合には、これを記録した写真 2枚

(ヘ) 再輸出する動植物等にあっては、本邦へ輸入された際の通関済み輸入通関申告書 写し1通

ただし、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの場合は、原本及び写し各1通

(ト) 再輸出する動植物等にあっては、本邦への輸入に際し、条約第3条及び第4条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面 (条約第7条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。) 写し1通 (この場合にあっては、上記書類 (ロ)、(ニ) 及び (ホ) の提出は必要ない。)

ただし、上記 (ヘ) に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和55年11月3日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

(チ) 販売又は譲渡された貨物にあっては、販売証明書又は譲渡証明書 原本1通

(リ) 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。

(3) 輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。

ただし、昭和55年11月4日以降輸入された動植物等を輸出する場合にあっては、条約第3条、第4条及び第7条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は、証明したものであることが確認できた場合に限り許可

するものとする。(この場合にあつては、下記審査基準のうち、(イ)は適用せず、また(ニ)については、生きている動植物の場合に限り適用する。)

また、条約の締約国等でない国に輸出する場合は、下記審査基準のほか、個別に適否を判断した上で許可するものとする。

なお、アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) の個体群のうち、第10回締約国会議の決定(ボツワナ、ナミビア及びジンバブエのもの。)及び第14回締約国会議の決定(ボツワナ、ナミビア、南アフリカ共和国及びジンバブエのもの。)に基づき輸入された象牙の再輸出については、許可しない。

- (イ) 当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ハ)に定める関係省の助言があること。
- (ロ) わが国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。
- (ハ) 生きている動植物の場合にあつては、当該動植物の輸送方法が、その保全に悪影響を及ぼすおそれがあるものでないこと。
- (ニ) 条約の附属書Iに掲げる動植物等(飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物を除く。)にあつては、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。

2 輸出許可書等の記載要領

(1) 通 則

- (イ) 使用言語は英語とする(英文タイプ又はワープロで入力する。手書きは不可とする。)
- (ロ) 記載事項が多い場合は、別紙様式(2) Continuation sheet 又は別紙様式(3) Inventory sheet を使用し、輸出許可書等に貼付する。
- (ハ) 申請者は、1、3、4、5 a、7 a から12 b 及び14の欄を記載する。
また、輸出許可書等の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。

(2) 「1. 書類の種類」の欄

「輸出」又は「再輸出」の欄にチェックする。

(3) 「3. 輸入者」の欄

輸入者の正確な名称(個人の場合は個人名、法人の場合は法人名)及び住所並びに国名又は地域名を記載する。

(4) 「4. 輸出者/再輸出者」の欄

輸出者又は再輸出者の正確な名称(個人の場合は個人名、法人の場合は法人名)及び住所並びに国名又は地域名を記載する。

(5) 「5 a. 目的」の欄

輸出／再輸出の目的を次の記号により記載する。

記号

T： 商業 (Commercial)

Z： 動物園 (Zoo)

G： 植物園 (Botanical Garden)

Q： サーカス又は移動展示 (Circus and/or travelling exhibition)

S： 科学研究 (Scientific)

H： ハンティングトロフィー (Hunting trophy)

P： 個人用 (Personal)

M： 生物・医学研究 (Bio-medical research)

E： 教育 (Education)

N： 野生への返還又は野生化 (Reintroduction or introduction into the wild)

B： 飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation)

L： 法執行 (Law enforcement / judicial / forensic)

注： 当該貨物の輸出が商業取引であっても、輸入者が動物園、植物園又は博物館等の場合にあつては、「動物園」、「植物園」又は「科学研究」に区分する。

(6) 「7 a. 動植物種の一般名」の欄

輸出する動植物の一般的名称を記載する。

(7) 「7 b. 動植物の学術名」の欄

輸出する動植物の学術名称 (属及び種並びに適宜亜種) を記載する。

(8) 「8. 貨物の詳細」の欄

輸出する貨物の状態 (生きている動植物、皮、鞣又は化粧品など) を詳細に記載する。また、貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ (タグ、識別マーク、リング等) を記載する。生きている動物は、可能な限り性別及び年齢を記載する。

(9) 「9. 附属書・出所」の欄

(イ) 附属書番号については、附属書Ⅰを示す「Ⅰ」又は附属書Ⅱを示す「Ⅱ」を記載する。

(ロ) 出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記号

W： 野生から取得した動植物及びその派生物

F： 飼育により繁殖させた動物 (「C」の区分に該当しないもの) 及びその派生物

R： ランチング事業から生まれた動物、その個体の一部及び派生物

D： 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げる動物 (決議12.10に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。) 又は商業目的で

人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる植物、これらの一部及び派生物 C：飼育により繁殖させた動物（決議 10. 16 において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物

U：出所不明の動植物、これらの個体の一部及び派生物

I：没収又は押収された動植物、これらの個体の一部及び派生物

O：条約適用前に取得された動植物、これらの個体の一部及び派生物

なお、「O」の場合には取得年月日等を「8. 貨物の詳細」欄に記載すること。

(10) 「10. 数量・重量」の欄

輸出する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単 位	記 号	単 位	記 号
平方メートル	m ²	キログラム	kg
枚・片・個	no.	頭・匹	head
フラスコ	flask	株	plant

(11) 「11. 原産国」の欄

輸出する動植物の原産地を国名又は地域名で記載する。

(12) 「11 a. 輸出許可書番号」の欄

「原産国」が発行した輸出許可書の番号を記載する。

なお、輸出する動植物の原産地が本邦である場合には、記載を要しない。

(13) 「11 b. 発行日」の欄

「原産国」が発行した輸出許可書を発行した年月日を記載する。

なお、輸出する動植物の原産地が本邦である場合には、記載を要しない。

(14) 「12. 最終再輸出国」の欄

輸出する動植物の原産地が、本邦以外の国又は地域であり、当該原産地と本邦へ輸出した国又は地域が異なる場合には、本邦へ輸出した国名又は地域名を記載する。

(15) 「12 a. 再輸出証明書番号」の欄

「最終再輸出国」が発行した再輸出証明書番号を記載する。

(16) 「12 b. 発行日」の欄

「最終再輸出国」が再輸出証明書を発行した年月日を記載する。

(17) 「14. 船荷証券／航空運送状番号」の欄

輸出許可書等の交付後、船荷証券又は航空運送状の番号を記載すること。

3 輸出許可書等の事務取扱い

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) 担当課室は提出された輸出許可書等を受理し、輸出許可の事務を処理するものとする。

(ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記1の(3)の(イ)に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、書面により、関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る助言について、包括同意を得ている場合を除く。

条約の附属書による区分		関係省
動物界	①哺乳綱（食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目を除く。） ②鳥綱 ③爬虫綱（ウミガメ科及びオサガメ科を除く。） ④両生綱 ⑤節足動物門 ⑥環形動物門	環境省自然環境局野生生物課
	①哺乳綱中の食肉目（イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。）、クジラ目及びジュゴン目 ②爬虫綱中のウミガメ科及びオサガメ科 ③板鰓綱 ④条鰭綱 ⑤肉鰭綱 ⑥棘皮動物門 ⑦軟体動物門 ⑧刺胞動物門	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室
植物界	草本類	農林水産省生産局農産部園芸作物課

	木本類	農林水産省林野庁森林整備部研究・保全課
--	-----	---------------------

- (ハ) 担当課室は、当該輸出許可申請の内容が本邦からの再輸出に係るものであるときは、前記1の(2)の(へ)又は下記IVの2により提出された通関済み輸入申告書の原本の裏面に当該申請に係る内容を次の例により記述し、担当課室長又はその直近下位の者の署名、担当課室長印を押した後、提出者に返却するものとする。

商 品 名	
輸 出 数 量	
輸 出 許 可 書 番 号	
許 可 年 月 日	
署 名	

- (ニ) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の①から⑤に掲げる記号及び番号を、次の①から⑤に掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

- ① 西暦年号の末尾2桁の数字
- ② 発行国を示す記号「JP」
- ③ 暦年ごとに000001から始める6桁の番号
- ④ 区切りを示す記号「/」
- ⑤ 次に掲げる発行者を示す記号

本省 TE 北海道 SE 東北 DE 関東 BE
 中部 NE 近畿 OE 中国 HE 四国 UE
 九州 FE 東京 ME 横浜 YE 神戸 KE
 沖縄 RE

- (ホ) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書の有効期限は6箇月とする。有効期限の起算は、許可した日の翌日から行うものとし、当該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

- (へ) 「5. 特別条件」の欄

輸出する貨物に対し、条約若しくは輸入する国又は地域の国内法令等に基づき、特別な条件が課される場合には、当該条件を記載する。

- (ト) 「5 b. Security Stamp No.」の欄

1 3の欄に貼付するセキュリティスタンプの番号を記載する。

- (チ) 「1 3. This permit/certificate is issued by:」の欄

担当課室は、輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に担当課室長印を押印する。

- (リ) 担当課室は、上記（イ）から（チ）の処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。
- (2) 輸出許可書等の再発行
 - (イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った担当課室が紛失した輸出許可書等の写し（写しのない場合は、本省、経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）及び沖縄総合事務所の担当課室の保管する写しをもってこれにあてる。）2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。
 - (ロ) 担当課室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「**This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit**（許可書・証明書番号）**which has been declared lost.**」と記載し、担当課室長印を押印し、その他上記（1）の輸出許可事務（（ロ）にかかわる事項を除く。）に準じて処理するものとする。
- (3) セキュリティスタンプの取扱い等
 - (イ) 担当課室へのセキュリティスタンプの配布は、貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室（以下「野生動植物貿易審査室」という。）が適宜取りまとめの上行うものとする。
 - (ロ) 配布を受けた担当課室は、当該セキュリティスタンプを、責任をもって管理し、輸出許可書等に貼付する際は、当該セキュリティスタンプに付されている番号順に使用しなければならない。
- (4) 輸出許可書等の写しの保管
 - 担当課室は、上記（1）に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。
- (5) 輸出許可実績報告書及び輸出許可書等の提出
 - 経済産業局及び沖縄総合事務局の担当課室は、当該担当課室が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式（4）による報告書1通を当該暦年終了の日から1ヶ月以内に輸出許可書等の写しを添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。

IV 特例

1 条約発効前に既に輸入された貨物が再輸出される場合における輸出許可書等の取扱い

対象貨物であって、輸出許可書等に昭和55年11月3日以前に、本邦に輸入され

ていたことを証する通関済み輸入申告書の原本（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものの輸出に限り提出を要するものとする。）及び写し1通を添付して申請があったときは、前記Ⅲの1の（2）及び（3）の規定にかかわらず、担当課室は輸出許可書等の交付を行うものとする。

2 一時的に入国して出国する者が携帯品等として輸出する場合の輸出許可書等の取扱い

一時的に入国して出国する者が対象貨物を携帯し又は別送して輸出しようとする場合において、当該申請者が本邦に入国した際に携帯又は別送して輸入したものであることが書面により確認されている場合に限り、輸出許可書等の申請は不要とする。

V 条約の締約国等

条約の締約国等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成19年10月11日付け平成19・10・04 貿局第1号・輸出注意事項19第31号）を参照のこと。